

○杏林大学総合政策学部履修規程

制定	平成13年	11月	19日			
改正	平成18年	3月	13日	平成20年	3月	10日
	平成20年	9月	8日	平成21年	11月	16日
	平成23年	2月	21日	平成24年	2月	20日
	平成25年	2月	18日	平成26年	2月	17日
	平成28年	2月	15日	平成30年	3月	19日
	平成31年	2月	18日	令和3年	1月	20日
	令和4年	2月	9日	令和5年	2月	7日
	令和6年	9月	2日	令和7年	9月	12日

（意義）

第1条 総合政策学部法律政治学科及び経済経営学科の履修については、杏林大学学則（以下「学則」という。）によるもののほか、学則を補完するものとして本規程による。

（科目の履修）

第2条 ベーシック科目、学部共通科目、専門科目（学科専門科目、専門演習科目、他学科専門科目）、導入教育、一般教養科目、外国語科目、キャリア関連科目、プログラム科目及び教職課程教科に関する科目の履修は、学則別表3－6及び本規程別表3による。

2 ベーシック科目の履修は1学期からとし、4単位を取得しなければならない。

3 学部共通科目及び専門科目の履修は以下の各号の定めによるものとする。

（1）学部共通科目の履修は2学期から、学科専門科目の履修は3学期からとする。

（2）学部共通科目は、10単位を取得しなければならない。

（3）学科専門科目は、24単位を取得しなければならない。

（4）学際演習及び学問領域別演習の履修は3学期からとし、2単位を取得しなければならない。

（5）前二号を超えて履修した学科専門科目及び専門演習科目（前号に定める学際演習・学問領域別演習2単位を除く。）、他学科専門科目のうちから30単位を取得しなければならない。

4 演習の履修は3学期から、卒業研究の履修は7学期からとする。その他、演習及び卒業研究の履修については別に定める。

5 特別演習、プロジェクト演習及び海外演習の取得単位は、学則第39条第3項の所定の単位として認める。その他、特別演習及びプロジェクト演習の履修については別に定める。

6 プログラム（グローバル・キャリア・プログラム、データ・デザイン・プログラム、コミュニティ・ベースド・ラーニング）の履修の詳細については別に定める。

7 導入教育の履修は1学期からとする。

8 一般教養科目の履修は1学期からとし、6単位を取得しなければならない。

第3類（杏林大学総合政策学部履修規程）

9 前各項に定めるもののほか、第1項に掲げる科目の履修の詳細は別に定める。

10 各学期に履修できる単位の上限は24単位とする。ただし、別に定める規程に基づき、成績状況により緩和あるいは厳格化する場合がある。

11 大学間単位互換制度による科目の履修については別に定める。

12 他学部設置科目の履修により取得した単位及び特別自由科目の履修により取得した単位は、総計20単位を限度として学則第39条第3項の所定の単位として認める。

13 編入学生及び転入学生の科目の履修は別に定める。

（履修申告手続き）

第3条 履修申告は、指定した期日までに行わなければならない。履修申告の方法等については別に定める。

2 申告された科目の変更は認められない。ただし、別に定める履修の中止はこの限りではない。

3 授業科目のうち、履修者数10名未満の選択科目は、原則開講しない。開講基準を別に定める。

（試験）

第4条 学則に定める授業科目の単位の認定は、試験による。ただし認定単位についてはこの限りではない。

2 前項の試験とは、平常点、平常試験、定期試験、追試験及び再試験をいう。

3 定期試験は、学期末の指定期間に行う。ただし、科目の履修期間が学期に一致しない場合には、その期間中に行うことができる。

4 追試験は、やむを得ない事由により定期試験を受けることができなかった者に対して、教授会の承認を経て行う。その実施については別に定める。

5 再試験は、不合格の科目に対して、教授会の承認を経て行う。その実施については別に定める。

（学業成績）

第5条 履修科目の総合判定は、S、A、B、C、Dの5段階の評語で示される。

2 前項の各評語は、総合判定を100点とした場合、Sが90点以上、Aが80点以上90点未満、Bが70点以上80点未満、Cが60点以上70点未満、Dが60点未満を意味し、S、A、B、Cを合格、Dを不合格とする。

3 出席不良等により判定不能な場合の評語はEとする。

4 認定単位の科目の評語はNとする。

5 履修を中止した科目の評語はWとする。

（GPA）

第6条 前条の成績の評価（履修中止科目、自由科目及び単位認定科目は除く）に対して次項によるグレード・ポイント（以下、「GP」という。）を設定し、下記の計算式によりGPの平均（以下、「GPA」という。）を算出する。 $GPA = \{ (各$

第3類（杏林大学総合政策学部履修規程）

学期の評価を受けた科目のG P) × (当該科目の単位数) } の累計 / (各学期配当の履修登録の単位数の合計) の累計

2 成績の評価に対するG Pは、Sが4点、Aが3点、Bが2点、Cが1点、D及びEが0点とする。

3 G P Aの運用等の詳細は別に定める。

（不正行為）

第7条 試験中に不正行為を行った者の処分については別に定める。

（卒業判定）

第8条 卒業の認定は、第8学期において、単位修得状況、G P A等を含めた総合的な結果を教授会の審議に基づき学長が行う。

（履修指導）

第9条 各学期における単位修得状況またはG P Aが著しく不良である学生については、履修指導の対象とする。

（教授会審議）

第10条 本規程に規定されない事項についての判断は、教授会の審議による。

（改廃）

第11条 この規程の改廃は、総合政策学部教授会で審議し、決定するものとする。

附 則

この規程は、平成14年 4月 1日から施行する。

附 則

1 この規程は、平成18年 4月 1日から施行する。

2 平成17年10月1日以前に入学した者及び平成19年10月1日以前に編入学した者の科目の履修については、学則別表3-2及び本規程別表1の他、プレゼミナールの履修に関する従前の例によるものとし、第2条第1項の規定を適用しない。

3 平成17年10月1日以前に入学した者及び平成19年10月1日以前に編入学した者については、第2条第2項、第4項、第7項及び第8項の規定は適用しない。

4 平成17年10月1日以前に入学した者及び平成19年10月1日以前に編入学した者については、第2条第3項の「演習Ⅰ、演習Ⅱ」を、「基礎演習、演習」と読み替える。

5 平成17年10月1日以前に入学した者及び平成19年10月1日以前に編入学した者については、第2条第6項の「所属学科他コースの専門基本科目又は専門発展科目」を、「他コースの基本科目」と読み替える。

6 平成17年10月1日以前に入学した者及び平成19年10月1日以前に編入学した者については、第2条第9項の「演習Ⅰ、演習Ⅱ」を、「プレゼミナール、基礎演習、演習」と読み替える。

第3類（杏林大学総合政策学部履修規程）

- 7 平成17年10月1日以前に入学した者及び平成19年10月1日以前に編入学した者の専門基本科目及び専門発展科目の履修については、第2条第11項の規定にかかわらず、なお従前の例による。ただし平成18年4月以降に新たに開講される科目（特別自由科目）については別に定める。
- 8 平成17年10月1日以前に入学した者及び平成19年10月1日以前に編入学した者の再試験については、第4条第5項の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 9 平成17年10月1日以前に入学した者及び平成19年10月1日以前に編入学した者の進級判定については、第6条第2項および第3項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

この規程は、平成20年 4月 1日から施行する。

附 則

（施行期日）

- 1 この規程は、平成20年 4月 1日から施行する。
（経過措置）
- 2 平成17年10月1日以前に入学した者及び平成19年10月1日以前に編入学した者の科目の履修については、学則別表3-1及び本規程別表1の他、プレゼミナールの履修に関する従前の例によるものとし、第2条第1項の規定を適用しない。

附 則

（施行期日）

- 1 この規程は、平成22年 4月 1日から施行する。
- 2 平成17年10月1日以前に入学した者及び平成19年10月1日以前に編入学した者の科目の履修については、学則別表3-1及び本規程別表1の他、プレゼミナールの履修に関する従前の例によるものとし、第2条第1項の規定を適用しない。
- 3 平成17年10月1日以前に入学した者及び平成19年10月1日以前に編入学した者については、第2条第2項、第5項、第11項乃至第13項の規定は適用しない。
- 4 平成17年10月1日以前に入学した者及び平成19年10月1日以前に編入学した者については、第2条第3項の「演習」を、「基礎演習、演習」と読み替える。
- 5 平成17年10月1日以前に入学した者及び平成19年10月1日以前に編入学した者については、第2条第10項の「所属学科他コースの専門基本科目又は専門発展科目」を、「他コースの基本科目」と読み替える。
- 6 平成17年10月1日以前に入学した者及び平成19年10月1日以前に編入学した者については、第2条第14項の「演習」を、「プレゼミナール、基礎演習、演習」と読み替える。
- 7 平成17年10月1日以前に入学した者及び平成19年10月1日以前に編入学

第3類（杏林大学総合政策学部履修規程）

した者の専門基本科目及び専門発展科目の履修については、第2条第16項及び第17項の規定にかかわらず、なお従前の例による。ただし平成18年4月以降に新たに開講される科目（特別自由科目）については別に定める。

8 平成17年10月1日以前に入学した者及び平成19年10月1日以前に編入学した者の再試験については、第4条第5項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

9 平成17年10月1日以前に入学した者及び平成19年10月1日以前に編入学した者の進級判定については、第6条第2項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

10 平成18年4月1日以降平成21年10月1日以前に入学した者及び平成20年4月1日以降平成23年10月1日以前に編入学した者については、第2条第1項の「学則別表3－3及び本規程別表3」を、「学則別表3－2及び本規程別表2」と読み替える。

11 平成18年4月1日以降平成21年10月1日以前に入学した者及び平成20年4月1日以降平成23年10月1日以前に編入学した者については、第2条第4項及び第9項の規定は適用しない。

12 平成18年4月1日以降平成21年10月1日以前に入学した者及び平成20年4月1日以降平成23年10月1日以前に編入学した者については、第2条第6項及び第8項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

13 平成18年4月1日以降平成21年10月1日以前に入学した者及び平成20年4月1日以降平成23年10月1日以前に編入学した者については、第2条第3項の「演習」を、「演習Ⅰ、演習Ⅱ」と読み替える。

14 平成18年4月1日以降平成21年10月1日以前に入学した者及び平成20年4月1日以降平成23年10月1日以前に編入学した者については、第2条第5項の「社会のしくみ」を、「演習及び学際演習」と読み替える。

15 平成18年4月1日以降平成21年10月1日以前に入学した者及び平成20年4月1日以降平成23年10月1日以前に編入学した者については、第2条第12項の「8単位」を、「6単位」と読み替える。

16 平成18年4月1日以降平成21年10月1日以前に入学した者及び平成20年4月1日以降平成23年10月1日以前に編入学した者の各学期に履修できる単位の上限については、第2条第14項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

17 平成18年4月1日以降平成21年10月1日以前に入学した者及び平成20年4月1日以降平成23年10月1日以前に編入学した者の専門科目の履修については、第2条第13項、第15項乃至第17項の規定にかかわらず、なお従前の例による。ただし平成22年4月以降に新たに開講される科目（特別自由科目）については別に定める。

18 平成18年4月1日以降平成21年10月1日以前に入学した者及び平成20

第3類（杏林大学総合政策学部履修規程）

年4月1日以降平成23年10月1日以前に編入学した者の再試験については、第4条第5項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

- 19 平成18年4月1日以降平成21年10月1日以前に入学した者及び平成20年4月1日以降平成23年10月1日以前に編入学した者の進級判定については、第6条第2項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

- 1 この規程は、平成23年 4月 1日から施行する。
- 2 この規程による改正後の第2条第13項第1号の規定は、平成22年4月1日以降の入学生及び平成24年4月1日以降の編入学生に適用する。
- 3 この規程による改正後の第2条第13項第2号の規定は、平成14年4月1日以降の入学生及び平成16年4月1日以降の編入学生に適用する。
- 4 この規程による改正後の第2条第13項第3号の規定は、平成22年4月1日以降の入学生及び平成24年4月1日以降の編入学生に適用し、平成21年10月1日以前の入学生及び平成23年10月1日以前の編入学生については、なお従前の例による。
- 5 第2条第19項の規定は、平成14年4月1日以降の入学生及び平成16年4月1日以降の編入学生に適用する。

附 則

- 1 この規程は、平成24年 4月 1日から施行する。
- 2 平成17年10月1日以前に入学した者及び平成19年10月1日以前に編入学した者の科目の履修については、第2条第17項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

- 1 この規程は、平成25年 4月 1日から施行する。
- 2 平成21年10月1日以前に入学した者及び平成23年10月1日以前に編入学した者については、第2条第11項の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 3 平成24年10月1日以前に入学した者及び平成26年10月1日以前に編入学した者については、第2条第14項並びに第5条第1項及び第2項の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 4 平成21年10月1日以前に入学した者及び平成23年10月1日以前に編入学した者については、第2条第15項及び第16項の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 5 平成24年10月1日以前に入学した者及び平成26年10月1日以前に編入学した者については、第3条第2項ただし書き及び第5条の2の規定は適用しない。

附 則

- 1 この規程は、平成26年 4月 1日から施行する。
- 2 第2条第1項の「学則別表3－3及び本規程別表3」は、平成21年10月1日

第3類（杏林大学総合政策学部履修規程）

以前に入学した者及び平成23年10月1日以前に編入学した者については「学則別表3－1及び本規程別表1」と読み替え、平成25年9月15日以前に入学した者及び平成27年9月15日以前に編入学した者については「学則別表3－2及び本規程別表2」と読み替える。

附 則

- 1 この規程は、平成28年 4月 1日から施行する。
（経過措置）
- 2 第2条第1項の規定にかかわらず、平成21年10月1日以前に入学した者及び平成23年10月1日以前に編入学した者の科目の履修については、学則別表3－1及び本規程別表1、平成22年4月1日以降平成25年9月15日以前に入学した者及び平成24年4月1日以降平成27年9月15日以前に編入学した者の科目の履修については学則別表3－2及び本規程別表2、平成26年4月1日以降平成27年9月15日以前の入学した者及び平成28年4月1日以降平成29年9月15日以前の編入学した者の科目の履修については学則別表3－3及び本規程別表3によるものとする。
- 3 平成27年9月15日以前に入学した者及び平成29年9月15日以前に編入学した者には、第2条第2号乃至第12号の規定は適用せず、従前の例によるものとする。
- 4 平成27年9月15日以前に入学した者及び平成29年9月15日以前に編入学した者には、第7条乃至第9条の規定は適用せず、従前の例によるものとする。
- 5 平成27年9月15日以前に入学した者及び平成29年9月15日以前に編入学した者への平成28年4月以降に新たに開講される科目（特別自由科目）については別に定める。

附 則

この規程は、平成30年 4月 1日から施行する。

附 則

この規程は、平成31年 4月 1日から施行する。

附 則

この規程は、令和 3年 4月 1日から施行する。

附 則

- 1 この規程は、令和 4年 4月 1日から施行する。
（経過措置）
- 2 第2条第1項の規定にかかわらず、平成22年4月1日以降平成25年9月15日以前に入学した者及び平成24年4月1日以降平成27年9月15日以前に編入学した者の科目の履修については学則別表3－1及び本規程別表1、平成26年4月1日以降平成27年9月15日以前に入学した者及び平成28年4月1日以降平成29年9月15日以前に編入学した者の科目の履修については学則別表3－2及

第3類（杏林大学総合政策学部履修規程）

び本規程別表2、平成28年4月1日以降平成30年9月15日以前に入学した者及び平成30年4月1日以降令和2年9月15日以前に編入学した者の科目の履修については学則別表3-3及び本規程別表3、平成31年4月1日以降令和3年9月15日以前に入学した者及び令和3年4月1日以降令和5年9月15日以前に編入学した者の科目の履修については学則別表3-4及び本規程別表3によるものとする。

- 3 令和3年9月15日以前に入学した者及び令和5年9月15日以前に編入学した者には、第2条第1項乃至第10項及び同条第13項（平成27年9月15日以前に入学した者及び平成29年9月15日以前に編入学した者においては同条第11項を、令和2年9月15日以前に入学した者及び令和4年9月15日以前に編入学した者においては同条第12項をそれぞれ含む。）の規定は適用せず、従前の例によるものとする。
- 4 平成27年9月15日以前に入学した者及び平成29年9月15日以前に編入学した者には、第7条乃至第9条の規定は適用せず、従前の例によるものとする。

附 則

この規程は、令和 5年 4月 1日から施行する。

附 則

- 1 この規程は、令和 8年 4月 1日から施行する。
- 2 令和7年9月15日以前に入学した者及び令和9年9月15日以前に編入学及び転入学した者の科目の履修については、本規程にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

（施行期日）

- 1 この規程は、令和 8年 4月 1日から施行する。

（経過措置）

- 2 令和10年 4月 1日以前の編入学生については、改正前の学則を適用する。

第3類（杏林大学総合政策学部履修規程）

別表 1 平成 28 年 4 月 1 日以降の入学者に適用

科 目	卒業に必要な単位
ベーシック科目・・・・・・・・・・ 10 単位以上	10 単位以上
地域と大学・・・・・・・・・・ 2 単位	2 単位
専門科目 コア科目 応用科目	所属コースからコア科目 16 単位以上含め 20 単位かつ、所属学科科目及び他学科科目（自・他コース科目）から 36 単位
専門演習科目 演習 I ～ VI 卒業研究 I ・ II 学際演習 I ～ VIII 特別演習 I ～ IV プロジェクト演習 I ～ IV	学際演習 4 単位。これを超えた学際演習科目及びその他の演習科目は自・他コース科目に含めることができる。
プレゼミナール・・・・・・・・・・ 4 単位	4 単位
一般教養科目	10 単位以上。これを超えた科目は 4 単位を限度に自・他コース科目に含めることができる。
外国語科目 必修外国語・・・・・・・・・・ 8 単位 選択外国語・・・・・・・・・・ 4 単位以上	必修外国語を含め 12 単位以上。これを超えた科目は 4 単位を限度に自・他コース科目に含めることができる。
キャリア関連科目 基礎教養分野・・・・・・ 必修科目含め 12 単位以上 ライフデザイン分野・・・・ 必修科目含め 12 単位以上	24 単位以上。これを超えた科目は 4 単位を限度に自・他コース科目に含めることができる。
グローバルキャリア・プログラム	
	合計 124 単位以上

卒業には、総単位数として 124 単位以上が必要である。なお、各科目ごとの卒業条件単位数の総和（10 + 2 + 20 + 36 + 4 + 4 + 10 + 12 + 24）は、122 単位であり、不足の 2 単位については、ベーシック科目、専門科目、専門演習科目、一般教養科目、外国語科目、キャリア関連科目及びグローバルキャリア・プログラムのいずれによって充足しても構わない。

第3類（杏林大学総合政策学部履修規程）

別表2 令和4年4月1日以降の入学者に適用

科 目	卒業に必要な単位
ベーシック科目……………4単位以上	4単位以上
専門科目 コア科目 応用科目	所属コースから24単位（コア科目12単位以上、応用科目8単位以上を含む）、かつ、これを超えて履修した所属コース専門科目、他コース専門科目、他学科専門科目、演習・卒業研究又はグローバル専門科目（専門講義・演習科目）から32単位。
専門演習科目 演習・卒業研究 学際演習……………2単位 特別演習 プロジェクト演習 コミュニティ・ベースド・ラーニング	学際演習2単位。ただし、卒業研究4単位を取得しない者は、これに加えて専門演習科目（演習・卒業研究を除く。）のうちから4単位。
導入教育科目 プレゼミナール……………4単位 時事問題研究……………4単位	プレゼミ及び時事問題研究各4単位計8単位。
一般教養科目	6単位。
外国語科目 必修外国語……………8単位 選択外国語	必修外国語8単位。
キャリア関連科目 必修（ライフ・プランニング、キャリア開発論、キャリア開発演習）……………12単位 選択（計算力演習、インターンシップ）	ライフ・プランニング、キャリア開発論及びキャリア開発演習各4単位計12単位。
グローバルキャリア・プログラム科目	
データ・デザイン・プログラム科目 必修（情報社会論、情報リテラシー）…4単位 選択（データデザイナー概論、プログラミング、データサイエンス）	情報社会論及び情報リテラシー各2単位計4単位。
	合計124単位以上

卒業には、総単位数として124単位以上が必要である。なお、各科目ごとの卒業条件単位数の総和（4＋24＋32＋2＋8＋6＋8＋12＋4）は、100単位であり、不足の24単位については、ベーシック科目、専門科目、専門演習科目、一般教養科目、外国語科目、キャリア関連科目、グローバルキャリア・プログラム科目及びデータ・デザイン・プログラム科目のいずれによって充足しても構わない（ただし、専門演習科目のうち特別演習及びプロジェクト演習による充足はそれぞれ4単位を限度とする）。

第3類（杏林大学総合政策学部履修規程）

別表3 令和8年4月1日以降の入学者に適用

科 目	卒業に必要な単位
ベーシック科目……………4単位以上	4単位以上
学部共通科目……………10単位以上	10単位以上
専門科目……………56単位以上 ・学科専門科目……………24単位以上 ・専門演習科目 演習・卒業研究 学際演習・学問領域別演習……………2単位以上 特別演習 プロジェクト演習 海外演習 ・他学科専門科目	56単位以上 （専門科目は、学科専門科目・専門演習科目・他学科専門科目から計56単位以上を修得すること。うち、学科専門科目は24単位、学際演習または学問領域別演習からは2単位を必修とする。）
導入教育	14単位
一般教養科目 ・一般教養科目……………6単位以上 ・体育	6単位以上
外国語科目 ・必修外国語科目……………8単位 ・選択外国語科目	8単位以上
キャリア関連科目 ・必修（ライフ・プランニング、キャリア開発基礎、キャリア開発演習Ⅰ・Ⅱ）……………6単位 ・選択（インターンシップ、申告型インターンシップ）	6単位以上
プログラム科目 ・グローバル・キャリア・プログラム ・コミュニティ・ベースド・ラーニング ・データ・デザイン・プログラム	
	合計124単位以上

卒業には、総単位数として124単位以上が必要である。なお、各科目の卒業条件単位数の総和（4＋10＋56＋14＋6＋8＋6）は、104単位であり、不足の20単位については、ベーシック科目、学部共通科目、専門科目（学科専門科目、専門演習科目、他学科専門科目）、一般教養科目、外国語科目、キャリア関連科目、プログラム科目のいずれによって充足しても構わない